

令和6年度第5回教育委員会会議日程

開催期日 令和6年7月26日（金）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階応接・会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第7号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第5 報告第8号 英語指導助手交代の件（非公開）

日程第6 報告第9号 教育委員会学校訪問実施に伴う所感の件

日程第7 報告第10号 令和6年度中学校単位生徒会と教育委員会との意見交換会
実施の件

日程第8 議案第22号 令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第4

報告第7号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和6年7月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜粋）

令和元年6月17日条例第16号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 5

報告第 8 号

英語指導助手交代の件（非公開）

芽室町招致外国人青年設置条例に基づく英語指導助手の件について、報告します。

令和 6 年 7 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第6

報告第9号

教育委員会学校訪問実施に伴う所感の件

教育委員会学校訪問実施に伴う所感について、各学校に対し通知したので、報告します。

令和6年7月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

学 校 長 各 位

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教育委員会による学校訪問にかかる所感について（通知）

このことについて、次のとおり所感を取りまとめましたので、今後の学校経営等に生かすことを期待します。

記

1 確かな学力や社会の変化に対応する力などの育成について

本町の教育行政執行方針にある「子どもたちの個性や可能性を引き出し、自ら未来を拓く力を育む教育の推進」を踏まえ、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の充実などによる学力の向上に向け、様々な取組をされているところであります。

今後さらに、子どものアウトプットの間や機会を重視した「3：7の学び」を念頭に、教師主導の一斉指導から教師は伴走者の役割に徹するとともに、全国学力・学習状況調査等の各種結果データを客観的に検証・分析する中で、検証改善サイクルを生かした授業改革やカリキュラム・マネジメントの充実に努めてください。

また、タブレットや大型提示装置を活用した授業について、様々な取組の工夫がなされていることが理解でき、小学校低学年からハイレベルの活用をしている学校や学級があった一方、タブレットの役割が教具から文具に至っていない学校や学級が多く見受けられました。大型提示装置も単なるモニターではなく、学びのプラットフォームとして機能させる中で、個別最適な学びや協働的な学びの一体的充実を図るようお願いします。併せて、キュビナをはじめ、各種ソフト等の活用について、費用対効果を図ることを重視し、組織的な取組をお願いします。

2 豊かな心と健やかな体の育成について

各学校においては、豊かな心や健やかな体を育む取組やいじめ、不登校などを未然に防ぐための様々な取組をされているところであります。また、各校の特色を生かし、道徳教育や自己肯定感を高める取組など、組織的な取組について理解することができました。

今後さらに、郷育・夢育を教育活動の軸とし、一人一人のウェルビーイングの実現やエージェンシーなどの育成を目ざし、より積極的な生徒指導を通して、規範意識や生命尊重などの基本的な倫理観や思いやりの心など、豊かな人間性を育むため、家庭・地域と連携を図り、子どもの内面に根ざした道徳性や自己肯定感を高める取

組の充実をお願いします。

また、体力・運動能力の向上を目指し、体育の授業の改善やスポーツ機会の充実を図るとともに、家庭との連携を図りながら、基本的な食習慣や生活習慣の確立を促す食育指導、及び健康教育の一層の推進をお願いします。

さらに、「芽室町不登校支援システム」等に基づき、ネットトラブルなど、情報モラル教育の取組や、学校風土調査を活用するなど、今後とも、より良い学校生活や望ましい人間関係づくりのため、日頃からの子どもたちの小さなサインを見逃すことなく、引き続き早期発見、早期解決をお願いします。

3 信頼される学校づくりについて

各学校においては、小中一貫教育について、エリア学園ごとに実施可能なことを着実に推進するなど、自走されていることに敬意を表します。また、PTAや学校運営協議会などを通じ、保護者や地域住民との共通認識を図るとともに、郷育・夢育をキーワードに、コミュニティ・スクールの取組や「めむろ未来学」における各種活動、及び食農教育等が推進されていることが理解できました。特に「めむろ未来学」については、子どもたちがワクワク・ドキドキするような探究・提案・発信型の学びとなるよう改善、充実をお願いします。

また、地域とともにある学校づくりのためには、学校と地域がパートナーとして、「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標や将来像を共有することが重要であります。

教育は結果論で語るものが肝要です。今後も、小中一貫教育の推進を念頭に、学校運営協議会等での熟議はもとより、PTAとの連携・協働を図る中で、地域学校協働活動等の充実を図り、学校・家庭・地域等が一体となって、AI時代等の到来を踏まえ、未来社会を拓き、創る子どもたちの豊かな成長を支える地域とともにある学校づくり、信頼される学校づくりに取り組まれますようお願いいたします。

加えて、各校の実態を踏まえ、働き方改革が進められていますが、より時間対効果を重視し、子どもと教職員が向き合う時間を確保する中で、魅力ある学校づくりにつながる創意工夫を生かした取組をお願いします。

(教育推進課教育総務係)

日程第7

報告第10号

令和6年度中学校単位生徒会と教育委員会との意見交換会実施の件

中学校単位生徒会と教育委員会との意見交換会を実施しようとするものであります。

令和6年7月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度中学校単位生徒会と教育委員会との意見交換会実施要領

- 1 目的 生徒から学校や教育委員会に対する要望等や、今後の魅力ある町づくりをしていくための提案等に対しての意見交換を行い、教育行政の推進を図ることを目的とする。
- 2 出席者 (1) 芽室町中学校生徒会、上美生中学校生徒会、芽室西中学校生徒会
(2) 教育長及び教育委員（5人）
程野 仁教育長、鳥本和宏教育長職務代理者、福井栄子委員、松久大樹委員、土井慎悟委員
(3) 事務局職員（3人）
坂口勝己教育推進課長、他事務局職員2名
- 3 開催場所 各学校の一室を借り実施する。
- 4 実施日

(1) 7月29日（月） 教育委員の芽室町役場集合時間8：50

実施場所	意見交換会予定時間	備考
移動	8:50～9:00	
芽室西中学校	9:00～10:00	
移動	10:00～10:10	

(2) 8月19日（月） 教育委員の芽室町役場集合時間8：50

訪問場所	訪問予定時間	備考
移動	8:50～9:15	
上美生中学校	9:15～10:15	
移動	10:15～10:40	上美生中→芽室中
芽室中学校	10:40～11:50	
移動	11:50～11:55	

5 意見交換会テーマ

- (1) 学校や教育委員会に対する要望等について
- (2) 魅力ある町づくりに対する提案等について
- (3) 教育委員会委員からの質問事項について

日程第 8

議案第 22 号

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであ
ります。

令和 6 年 7 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第40-3号

令和6年7月26日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。